

強引な勧誘トラブル 「早めに」「毅然と」断る

突然、電話で強引な勧誘を受けて困ったという話や、事業者が訪問して高額な自宅のリフォームを勧められ、断れず大変だったという話、思い当たる方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は、このような強引な勧誘トラブルの対処法についてご紹介します。

▼電話で「以前もご利用いただきました〇〇水産の者です。今年も新鮮なカニをお届けいたします。お得意様にはホタテとシャケもサービスしますから」と一方的に話が始まり、代引きで送付すると言われて電話が切られた。相手方事業者の情報もなく、断りたくても断れない。(70代:男性)

▼大手電話会社を名乗る電話があり「自宅のインターネットにかかる料金が今より安くなる」という勧誘電話だったので「今は忙しいから今度にしてくれ」と勧誘を断ったつもりが「今度とはいつのことか。今週の日曜日は何時に家にいるのか」などとしつこく予定を聞き出され不愉快な思いをした。もうこのような勧誘は受けたくない。(60代:男性)

▼電話があり、「以前、購入いただいたお布団の無料メンテナンスに伺います」と告げられた。身に覚えはなかったが無料と言われたので承諾した。後日、訪問してきた業者の点検を受けたが、布団に湿気やダニが多い状態だと言われ、半ば強引に高額な布団の契約をさせられてしまった。(80代:女性)

このように、強引な勧誘トラブルの多くは、電話での勧誘や訪問してきた業者との間で起きる傾向があります。必要なければ「いりません」「興味ありません」「もう、電話はしないでください」といった言葉ではっきりと断りましょう。また、業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。断りのツボは「早めに」「毅然と」「はっきりと」告げることです。万が一、契約してしまった場合でも、クーリング・オフできる場合があります。また、クーリング・オフできない契約でも別の消費者保護ルールにより、契約の無効や取消しが出来る場合があります。早めに最寄りの消費生活センターに相談してみましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付

消費者ホットライン 188（いやや）

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。